

確定申告がはじまります(2月16日水)〜3月15日火)
 岡市民・税務課(市役所1階) ☎88・8101

簡単! 「スマホ+マイナンバーカード」で確定申告

スマートフォンでe・Tax(電子申告)が可能となりました。是非手軽で時間の有効活用ができるスマホとマイナンバーカードでの申告を試みましょう。
 スマホでの申告が可能な方や利用方法は次のとおりです。

申告ができる方

所得の種類
 給与所得(2か所以上も可)、年金所得、雑所得、一時所得、特定口座年間取引報告書(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)、上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)が対応しています。

控除の種類

社会保険料控除、小規模企業共済控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除、医療費控除、雑損控除、災害減免額、外国税額控除、予定納税額が対応しています。

申告の時に用意するもの

- ・源泉徴収票
- ・マイナンバーカード
- ・控除額の入力用の控除証明書
- ・領収書
- など



申告方法の種類

マイナンバーカード方式

マイナンバーカード対応のスマホでカードの読み取りを行い、申告ができます。
 マイナポータルアプリが必要となりますので、事前にインストールしてください。マイナポータル連携により、生命保険料、地震保険料、医療費(令和3年9月診療分以降)、対応している自治体のふるさと納税などの金額を自動取得できるようにになりました。※自動取得するためには、事前設定が必要となります。

その他「ID・パスワード方式」

ありますがマイナンバーカード普及までの暫定的な対応のため、マイナンバーカードでの申告をお勧めします。マイナンバーカードの発行には1か月程度期間を要するため、早めの交付手続きをしてください。



iOS用



Android用

マイナポータルアプリのインストールはこちらから

申告の進め方

国税庁の確定申告書作成コーナーにアクセスし、「作成開始」をタップします。申告内容に関する質問に「はい」「いいえ」で答え、提出方法(マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式、書面)を選択します。

利用規約に同意し、「次へ」をタップします。

マイナンバーカードの読み取りまたは利用者識別番号を入力します。

源泉徴収票や控除の内容を入力し、本人情報を入力します。最後に申告データを送信し、「確定申告書データ」を正常に受け付けました」となれば完了です。



国税庁確定申告特集ページ



確定申告書等作成コーナー

スマホでの確定申告はこちらから

確定申告をする前にご確認ください

税務署で申告が必要な方

- ①青色申告をする
- ②営業所得がある
- ③分離課税となる譲渡所得・配当所得などがある
- ④山林所得・退職所得がある
- ⑤雑損控除を受ける
- ⑥住宅借入金等特別控除を受ける
- ⑦過年度の申告をする
- ⑧損失の繰越控除がある
- ⑨亡くなられた方の申告をする

上記以外の方は、勝山市会場でも申告できます。申告の提出がない場合は、所得証明書の交付や国民健康保険税の軽減に影響がありますのでご注意ください。

勝山市会場(教育会館3階)

受付時間▶午前8時30分〜11時30分、午後1時〜3時30分

休日相談は3月6日(日)
 受付時間▶午前9時〜11時30分、午後1時〜3時30分

岡市民・税務課 ☎88-8101

大野税務署会場

受付時間▶午前9時〜午後4時

「土地・建物などを売った場合の譲渡所得」および「贈与税」の相談日
 2月17日(木)・18日(金)・24日(木)・25日(金)、3月3日(木)・4日(金)・10日(木)・11日(金)・15日(火)

岡大野税務署 ☎66-2180

出張受付日時	場所
2月16日(水) 午後1時30分〜3時30分	北谷町コミュニティセンター
2月17日(木) 午前9時〜11時	平泉寺公民館
	午後1時30分〜3時30分
2月18日(金) 午前9時〜11時	遅羽公民館
	午後1時30分〜3時30分
2月21日(月) 午前9時〜11時	荒土公民館
	午後1時30分〜3時30分
2月22日(火) 午前9時〜11時	野向公民館
	午後1時30分〜3時30分

確定申告コールセンター

☎66-2180(大野税務署)

期間▶1月13日(木)〜3月15日(火)

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。自動音声案内に従い「0」を選択してください。

申告内容	必要なもの
すべての申告	年金および給与の源泉徴収票、マイナンバーカード(または通知カードと本人確認書類*)、扶養親族がいればそのマイナンバー、あれば前年度の申告書の写し
所得税の還付	申告者名義預貯金の金融機関や口座などがわかるもの
生命・地震保険料控除	支払保険料控除証明書
国民年金保険料控除	控除証明書または領収書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定証
営業・農業・不動産所得の申告	収支内訳書、農業所得収支計算準備表、収入・経費がわかる領収書
医療費控除(セルフメディケーション税制)	医療費通知書、領収書 ※受診者・病院別ごとに金額を集計し、医療費控除の明細書に記入しておいてください
国民健康保険税の社会保険料控除*2	令和3年中に納めた合計額(領収書の添付は不要)

- *1 運転免許証、障害者手帳、パスポートなどは1点、健康保険証などの顔写真の無いものは2点必要
- *2 申告できる方は下表のとおり

納付方法	申告できる方
納付書	支払った方
口座振替	当該口座名義人
特別徴収(年金引去り)	当該年金受給者



入場整理券のオンライン事前発行はこちらをご覧ください。